

この書類を提出すると、自動車税、自動車取得税の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

## 県税還付金還付請求権譲渡通知書(自動車税・自動車取得税用)

平成 年 月 日

岩手県 広域振興局長 様

譲渡人 (納税義務者)	住所(所在地) (〒 - )		
	フリガナ		
	氏名(名称)	印	
	電話番号(日中の連絡先)	- -	担当者(法人の場合)

私(譲渡人)は、下記県税還付金の還付請求権を譲受人に譲渡しましたので通知します。

なお、下記県税還付金の全部または一部が未納の徴収金(県税等)に充当される場合、岩手県が譲受人に対して当該未納の徴収金について説明することを承諾します。

税目・年度	(税目)				(年度)				
	自動車税・自動車取得税				平成 年度				
自動車の登録番号	岩	岩手	盛岡	平泉		(かな)			
納付日	平成 年 月 日			還付事由		抹消登録・重複納付 その他( )			
				還付事由発生日		平成 年 月 日			

譲受人 (県税還付金を受け取る者)	住所(所在地) (〒 - )				
	フリガナ				
	氏名(名称)				
	電話番号(日中の連絡先)	- -	担当者(法人の場合)		
譲受人の受領口座	金融機関名及び支店名	銀行・金庫 組合・農協 ( )			本店(所)
	口座種別	普通 当座 その他( )	口座番号		支店(所)
	口座名義(カタカナ)				出張所

### ■ 確認書類

- 譲渡人欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書の原本(発行から3か月以内のもの)を添付又は提示してください。  
なお、譲渡人本人がこの通知書を広域振興局の県税窓口を持参して提出する場合、添付又は提示を省略することができます(運転免許証等により本人確認できる場合に限る)。
- 還付対象自動車税に係る自動車の抹消登録が確認できる登録識別情報等通知書(写し可)をお持ちの場合、1の書類と併せて添付又は提示してください。
- 氏名・現住所が納税通知書の内容と異なる場合、住民票等異動経過の分かる書類(写し可)を添付又は提示してください。

### ◆ 注意事項

- 譲渡人が自ら記入、押印してください。
- 記入漏れや押印の不備等がある場合、取り扱いできないことがあります。
- 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金がある場合、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当し、譲受人に還付できないことがあります。
- この通知書が提出されるより前に還付金に対して差押等の強制処分がされた場合、還付できないことがあります。
- この通知書は、還付事由が発生した日から、翌月の10日までに提出してください。
- 岩手県は、この通知書の内容に関して疑義が認められ、疑義の内容について事実を確認した場合、この通知書の受理を取り消し、譲渡人に還付します。

※受付印